

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

タイ王国

食品行政機構及び関連法令

1. 食品安全管理に係る行政機関	1
2. 食品関連法令	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

タイの食品産業を統制する法規制は、**食品法 B.E. 2522(1979 年)**の範囲に限定される。食品法の実施及び規制は保健省(MoPH)の食品医薬品局(FDA)が管轄する。

食品法下では、販売用食品生産又は輸入に関わる全ての団体は食品医薬品局 FDA によるライセンスを受ける必要がある。ライセンスの適用と付与は、保健省規制によって示されている原則、手順、条件に従う必要がある。これらは、FDAによって定期的に作成、変更、発行される。

1. 食品安全管理に係る行政機関

タイの食品安全管理は行政機関においては保健省(MoPH)を中心に、農業・協同組合省(MoAC)、商務省(MoC)、科学技術省(MoST)等が担当している。この他にタイ国家食品研究所や大学機関が食品安全について各種分析や研究を行う支援機関としての役割を果たしている。

1) 国家食品委員会(National Food Committee)

関係機関の横断的な食品政策を決定する国家委員会であり、2008 年に国家食品委員会法を制定し法制化した。国家食品委員会法(National Food Committee Act 2008)は、食品の品質、安全、信頼、教育の普及のための政策と戦略を策定する国の意思決定機関の役割を規定し、同委員会は各行政機関が管轄する食品関連法律の施行に統一性や効率性を持たせ、更に食品に係る緊急事態が発生した場合の対応を検討する役割を担う。首相又は首相が任命した副首相を委員長とし、関係省庁の大臣及び 7 人の専門家を委員とする。保健省と農業・協同組合省を事務局とし、保健省の食品医薬品局局长、農業・協同組合省の農産品・食品規格基準局局长をそれぞれ委員兼事務局長とする。

2) 保健省(Ministry of Public Health: MoPH)

タイ国民全ての人々の「健康」を維持管理する事を任務とし、タイの食品安全管理において中心的な役割を果たす。食品医薬局、医科学局、衛生局等を内部部局に置く。

- 食品委員会(Food Commission): 食品法 B.E. 2522 (1979 年) 第 7 条に基づき、食品法を運用管理する FDA の食品委員会。保健省大臣を委員長とする。
- **食品医薬品局(Food and Drug Administration: FDA)**: 国内食品の安全性確保に関する中心的な役割を担う。食品に係る製造、販売、輸入の基準策定、許認可等を監督する。
- 医科学局(Department of Medical Science: DMSc): 食品分析、残留農薬検査の技術開発、分析証明書の発行、分析機関の認証等。
- 衛生局(Department of Health: DOH): 市場、食堂、屋台等の検査及び規格基準の認証、食品衛生の研究と普及。
- 食品安全性実施センター(Food Safety Operation Center): 医科学局の管轄下にある組織で、国際的な食品安全性に関する情報の集積、食品安全性のリスク分析能力の開発、食品安全性の省レベルの政策指針の策定等を行う。

3) 農業・協同組合省(Ministry of Agriculture and Agricultural Cooperatives: MoAC)

国内に安全な食品が提供されるよう、内部部局である農業局、農業普及局、畜産振興局、水産局、農産・食品規格基準局において農産物から加工品に及ぶ食品の安全管理を行う。

- 農業局(Department of Agriculture: DOA): 植物検疫、GMO 規制、農薬・化学物質の安全な使用、植物品種保護。輸出農作物の検査・証明書発行、有機農産物の認証検査(ACFS の規格に基づく)。
- 農業普及局(Department of Agricultural Extension: DOAE): GAP 指導、農薬の安全使用の指導。
- 畜産振興局(Department of Livestock Development: DLD): 安全な畜産物生産・加工基準、畜産物検査、証明書の発行、HACCP 認証。
- 水産局(Department of Fishery: DOF): 水産物捕獲・養殖に関する適正かつ安全な技術の確保、工場・製品検査。証明書発行、HACCP 認証、行動規範の普及・認証。
- 農産・食品規格基準局(Office of Agricultural Commodities and Food Standard: ACFS): Q マークの認証、農産品の規格基準の設定、WTO/Codex の担当事務局。

4) 工業省(Ministry of Industry: MOI)

工業振興と工業規則に関する政策を担当。内部部局として、

- 工業経済事務局(Office of Industrial Economics)、
- 甘蔗・砂糖委員会事務局(Office of the Cane and Sugar Board)、
- 基盤工業・鉱業局(Department of Primary Industries and Mines)、
- 工業振興局(Department of Industrial Promotion)、
- タイ工業規格局(Thai Industrial Standards Institute)等、

省管轄機関として生産性本部(Thailand Productivity Institute)、国立食品研究所(National Food Institute)、繊維産業協会(Thailand Textile Institute)、規格認証協会(Management System Certification Institute)等がある。

タイ工業規格局(Thai Industrial Standards Institute: TISI)は、「工業の促進及び開発を目的とした規格化の実施、産業、消費者及び国家全体の利益の最大化」の責務を担い、タイの国家規格機関として工業省(The Ministry of Industry)内に設立され、工業、貿易、国家経済のニーズと成長に即するために、強制及び任意のタイ工業規格(Thai Industrial Standards: TIS)を策定する。消費者保護、世界市場での競争力を目指す産業促進、環境保護及び天然資源の保存に関する政府方針を踏まえて規格は開発され、全工業製品および食品の製品が対象となる。

5) 商務省(Ministry of Commerce)

主にタイ国の経済・貿易に関わり、食品関連では輸出入の禁止・制限品目の指定を行う。

- 外国貿易局(Department of Foreign Trade: DFT) : 国内産業保護のため輸出入禁止品目、制限品目を指定。

6) 科学技術省(Ministry of Science and Technology)

科学技術の発展・計画を担う。食品安全関連では放射能、遺伝子の分析と証明書発行に関わる。

- 平和原子力庁(Office of Atoms for Peace: OAP) : 食品の放射能検査及び証明書の発行
- 遺伝子工学・生物技術センター(BIOTEC) : GMO、農作物研究、分析サービス

7) その他の食品研究所、大学機関等

- タイ国立食品研究所(National Food Institute) : 食品分野において分析レポートを発表するほか、食品衛生管理 HACCP 認証について指導を行う。食品政策の提言、食品技術の開発・普及、HACCP 指導。
- 国立マヒドン大学栄養研究所(Institute of Nutrition, Mahidol University: INMU) : 1889 年創立。タイ国で最も古い教育機関。全部で 8 つある研究所のひとつ。食品ラベル用の栄養分析、その他食品分析サービス、栄養研究。
- 国立カセサート大学食品研究開発研究所(Institute of Food Research and Product Development, Kasetsart University) : タイ国においては最初の農業大学であり、3 番目に古い大学にある研究所。食品ラベル用の栄養分析、その他食品分析サービス、食品技術研究。
- 国立チュラロンコン大学健康研究所(Institute of Health Research, Chulalongkorn University) : 1917 年創立のタイ国最古の総合大学。国立タマサート大学と並ぶ同国最高学府の研究所。食品リスク分析や農薬リスク評価の研究及び研修開発。

2. 食品関連法令

タイにおける食品輸入に関する法令は、保健省による食品法、農業・協同組合省による農産品規格法、工業省による工業規格法、商務省による輸出入管理法等が主な法律である。各省庁はこうした主要な法律に基づき、詳細規則等を状況に応じて随時告示の形で発令している。

1) 食品法(Food Act) B.E. 2522(1979 年)

- 保健省食品医薬品局が管轄。
- タイにおいては、食品法 B.E.2522(1979 年)は、食品消費により発生する健康被害から消費者を保護し、健康被害を予防することを目的とした主要な法律である。

- 食品法に基づき、保健省 (Ministry of Public Health: MOPH) が本法執行の責務を担う。
- 食品工場設置、食品輸入の許可、製造、表示、販売、広告の許認可等食品衛生に係る運用規則を定めている。

同法は附則を含め 78 条からなり、第 4 条において「食品」、「特定管理食品」及びその他の用語を定義。第 5、6 条において、保健省に省令の発布、食品委員会及び権限を有する役員の指名、同法の規定を施行するためのその他の行為を行う権限を付与。第 1 章(第 7～13 条)で「食品委員会」、第 2 章(第 14～19 条)で「許可証」、第 3 章(第 20～24 条)で「食品に関する指定事業者」、第 4 章(第 25～30 条)で「食品の管理」、第 5 章(第 31～42 条)で「食品の登録、広告」、第 6 章(第 43～45 条)で「担当官」、第 7 章(第 46 条)で「許可証の一時停止および取消」、第 8 章(第 47～75 条)で「罰則」、及び附則(第 76～78 条)を規定している。

(1) 食品の定義

同法は「食品」を生命維持の為の食用に適するものと定義付け、以下を含む：

- | |
|---|
| <p>A) 形状にかかわらず、飲食ができ、口腔内で溶解、あるいは経口で体内に摂取することが可能な物質であり、薬剤、向精神剤および麻薬物質は含まない</p> <p>B) 食品製造における使用あるいは製造用原材料としての使用を目的とする物質で、食品添加物、着色料および香料を含む</p> |
|---|

(2) 食品の分類

食品法 (Food Act) B.E. 2522 (1979 年) において、食品は次の 4 種類に分類されている。

- | |
|---|
| <p>① 特定管理食品 (Specifically-controlled Food)：最も厳格な規制、管理が必要な食品として登録が義務付けられる食品分類。標準品質、規格、包装、ラベル表示規定、及びその他の GMP 基準に関する法規定がある。現在の分類品目数は 5 品目</p> <ul style="list-style-type: none"> • 体重管理が必要な者向け食品 (weight-controlled foods)、乳児用及び乳幼児用加工乳 (modified milk for infant and for follow-up formula for infant and young children)、乳児用及び乳幼児用食品 (infant food and follow-up formula food for infant and young children)、乳幼児用サプリメント (supplementary food for infant and young children) 等の特に乳児のリスクグループとなる消費者グループ向け食品、及び食品添加物 (food additives)。 <p>② 規格食品 (Standardized Food)：発酵食品、栄養価や安全面に影響を及ぼす食品、及び消費者の健康衛生上直ちに大なる影響を及ぼさないが、長期的には消費者の保健衛生に重大な影響を及ぼす可能性のある生産プロセスを経る食品規定により品質規格の定義付けのある分類。本分類の食品は、主として国内の小規模あるいは家内工業で生産される食品であり、主要目的は、食品生産者に製品の衛生度の向上あるいは最低でも維持を促し奨励することである。規格食品には登録は義務付けられていないが、その品質及びラベル表示は保健省の告示に指定された規格の要件を満たす必要がある。</p> <p>③ 表示管理食品 (Food required to bear standard labels)：本分類の食品は消費者への健康被害のリスクが低いため、上記の①、②分類ほど厳格な管理は必要としない食品分類。</p> <p>④ 一般食品 (General Food)：生鮮食品、加熱食品、保存食品、非保存食品、加工食品又は非加工食品のいずれかで上記①、②及び③に分類されていない食品。一般食品には登録の義務付けはないが、衛生面、安全面、ラベル表示及び広告が管理され監視される</p> |
|---|

2) 農産品規格法 (The Agricultural Standards Act B.E. 2551) 2008 年

- 農業・協同組合省農産品食品規格基準局が管轄。
- 農産品の規格、マークの制定、任意規格と強制規格があり、告示で指定された品目 (強制規格) の輸入には農業・協同組合省管轄の農産品規格委員会の許可を必要とする。
- 農業・協同組合省 (MOAC) 内局の農産品食品規格基準局 (National Bureau of Agricultural Commodity and

Food Standards:ACFS)は、「農産物、農業、水産、畜産あるいは林業の生産品及び副産物」に関する施策の責務を担う。ACFS は以下について規定、監督している。

- (a) 農産物の生産管理の方法、手順あるいは過程、また品質、化学的、生物学的あるいは物理学的側面における安全性、衛生、植物衛生に関連する農産物の性質、その他関連事項
- (b) 包装、梱包、商標あるいはラベル表示
- (c) 上記①、②に関する調査、評価、試験、実験、分析あるいは研究
- (d) その他、農業・協同組合省大臣が官報告示した事項

(1) 農産品規格法の施行

- 農産品規格は 2 種類、即ち、省令により規制される① 強制規格及び② 任意規格
- 技術委員会は農産品に関する規格の草案作成を行い、農産品規格委員会の承認後、さらに必要性及び状況に応じて強制或いは任意規格を公布する旨、農業・協同組合省大臣に推奨する。

(2) 制規格及び任意規格

省令公布により強制規格に規定された農産品の生産者、輸出業者、輸入業者は、事業開始に先立ち ACFS から認証を得る必要がある。認証期間は 3 年間とする。当該者はまた、検査を受け、規格検査の責任機関から強制規格の認証を得なければならない。任意規格に関連する事業には認証は必要とされないが、省令の基準、手順および条件に従って規格検査を申請し、規格検査の責任機関から認証を得ることもできる。

(3) 規格認証マーク(Q マーク)



- 規格認証マークは、強制規格と任意規格の認証マーク の 2 種類があり共に、省令で規定。
- 強制規格に規定された農産品の生産者、輸出業者、輸入業者は、生産現場や税関から搬出に先立ち、規格マークの提示が求められる。
- 認証マークの申請は、強制規格あるいは任意規格のいずれかの認証の受領者となる生産者、輸出業者、輸入業者のみが行える。

3) 工業規格法 (Industrial Product Standards Act No.7 B.E. 2558) 2015 年

- 工業省が管轄。
- 「工業製品規格法 B.E. 2511 (1968 年)」及びこれを改正した「工業製品規格法 (第 7 号) B.E. 2558 (2015 年)」として知られている。
- 工業製品の規格、マークの制定、告示で指定された品目 (強制規格) の輸入には工業省管轄の品質管理委員会の許可を必要とする。
- タイ国立工業規格局 (Thai Industrial Standards Institute: TISI) による製品認証:
 - ① TISI の製品認証スキームは、任意認証及び強制認証マークの 2 種類の認証マークからなる。
 - ② 強制規格の例として、TIS 51-2530 (1987 年) のパイナップル缶詰がある (発効日 1988 年 5 月 5 日)。



4) その他の関連法令

- (1) 薬事法 (Drug Act) 1967 年: 保健省食品医薬品局。医薬品及び動物医薬品の製造、販売、輸入、使用基準等。
- (2) 公衆衛生法 (Public Health Act) 1990 年: 保健省衛生局。広く国民の健康状況の維持、母子保健、伝染病予防、水道衛生管理、飲食店、フードマーケットの設置基準等。
- (3) アルコール飲料管理法 (Alcohol Beverage Control Act) 2007 年: 保健省疾病局。国家アルコール飲料政策委員を設置し、アルコールの広告、販売の規則。
- (4) 植物検疫法 (Plant Quarantine Act) 1964 年、植物品種法 (Plant Act) 1976 年、植物品種保護法 (Plant Variety Act) 1975 年: 農業・共同組合省農業局。植物、農産物の輸出入に係る検疫及び検疫証明書の発行規則等。植物、農作物の品種の輸出入、遺伝子組換え植物、植物の品種保護の権利等を規定。
- (5) 飼料管理法 (Animal Food Control Act) 1982 年: 農業・協同組合省畜産振興局。飼料の製造許可、製造方法、飼料の輸出入等。
- (6) 動物伝染病予防法 (Animal Epidemic Act.) 1956 年: 農業・協同組合省農業局。動物の移動、輸出、輸入の検疫、伝染病措置等。
- (7) 輸出入管理法 (Import and Export of Commodity Act) 1979 年: 商務省外国貿易局。同法に基づき、商務省外国貿易局が輸出入禁止品目、制限品目を指定。
- (8) 関税法 (Custom Act) 1926 年: 財務省関税局。関税に関わる全ての法制度を規定。
- (9) 消費者保護法 (Consumer Protection Act) 1998 年改正: 消費者保護委員会事務局。消費者保護特別委員会の下、国民が消費する製品、サービスに対して消費者を保護するため、流通、広告等を規制。
- (10) 消費者問題訴訟法 (Consumer Case Procedure Act) 2008 年: 司法裁判所。裁判の二審制、訴訟手続きの迅速化、簡素化の便宜を規定。製造・販売業者の責任を明確化し、損害賠償訴訟で消費者側に求められてきた立証責任を業者側が担うことや、消費者負担の軽減のために業者側敗訴の場合の業者側の裁判費用の負担も義務付け。
- (11) 製造物責任法 (Product Liability Act) 2008 年: 対象範囲は農産物を含む製品、動産で責任対象範囲は連帯責任で製造業者に限らず、製造委託業者、輸入業者、販売業者にまで及ぶ。
- (12) 危険化学薬剤法 (Hazardous Substance Act) 1992 年: 工業省工場局。農薬など危険物質を分類し、輸入、輸送、保管を規定している。農業・協同組合省農業局と連携して同法に基づく農薬の使用禁止物質を定めている。